

9.手形行為の有効要件

9-1.法律行為の有効要件と手形行為

法律行為の有効要件についてのルール（民法総則）

- （ア）法律行為をする者の知的能力が不十分＝行為能力（民 5・9・13）
- （イ）法律行為の内容に問題あり＝公序良俗違反（民 90）・強行規定違反（民 91）
- （ウ）意思表示の成立過程に問題あり
＝心裡留保（民 93）・虚偽表示（民 94）・錯誤（民 95）・詐欺強迫（民 96）

⇔ 手形取引の安全

権利能力・意思能力 [テキスト 6.1・6.2.1]

- ・権利能力（民 31・34）
- ・意思能力（民 3の2）

9-2.行為能力

(1)行為能力の制限と手形行為

- ①未成年者＝法定代理人の同意を得ない法律行為は取消可能（民 5Ⅱ）
- ②成年被後見人＝成年被後見人の法律行為は取消可能（民 9）
- ③被保佐人＝保佐人の同意が必要な行為に手形行為が含まれる（民 13Ⅰ②③）
→保佐人の同意を得ない場合は取消可能（民 13Ⅳ）

大判大 11・9・29 民集 1-564（取消の意思表示の相手方） ⇔ 通説

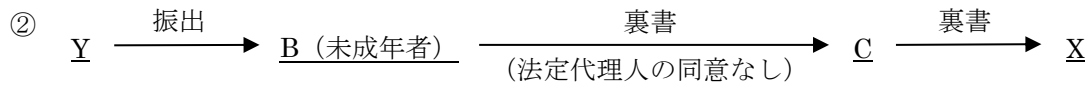
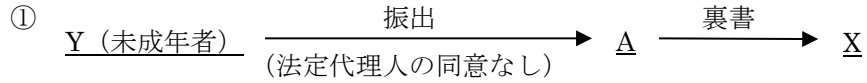
(2)その後の取得者の保護

事例 9-a 行為能力 [テキスト事例 6-1]

次の場合、XはYに対して手形の支払を請求することができるか。

① 未成年者 Y が、法定代理人の同意を得ずに A を受取人とする約束手形を振り出し、A がこれを X に裏書譲渡した。その後、Y が手形の振出を取り消した。

② Y 振出の約束手形の受取人である未成年者 B が、法定代理人の同意を得ずに C に手形を裏書譲渡し、C が手形を X に裏書譲渡した。その後、B が C への裏書を取り消した。



未成年者 (①の Y・②の B)・直接の相手方 (A・C)

その後の取得者 (X)

① : 手 7・77 II (手形行為独立の原則) → A の債務 (手 15 I・77 I ①)

② : 善意取得 (手 16 II・77 I ①)

9-3. 公序良俗違反・強行規定違反

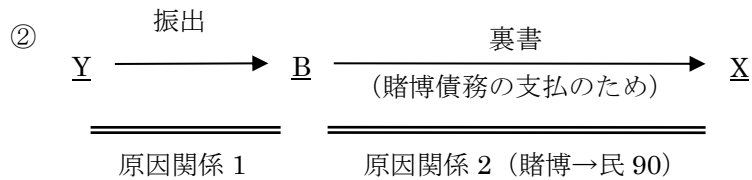
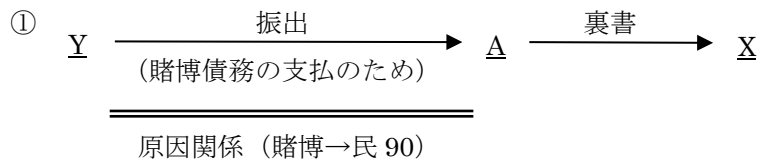
原因関係が公序良俗違反（民 90）・強行規定違反（民 91）→手形行為は？

事例 9-b 公序良俗違反 [テキスト事例 6-2]

次の場合、X は Y に対して手形の支払を請求することができるか。

① Y は、A に対して負う賭博債務の支払のため、A を受取人とする約束手形を振り出し、A はこれを X に裏書譲渡した。

② B は、X に対して負う賭博債務の支払のため、Y 振出の約束手形を X に裏書譲渡した。



(1) 通説

①：手 17・77 I ①

②：後者の抗弁（6-3(2)）

(2) 判例 [テキスト 6.3]

①：振出は無効 but 手形が裏書されれば、善意の第三者には対抗できず

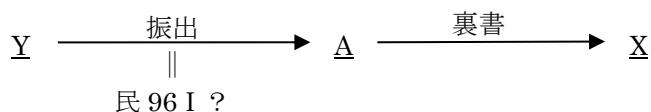
②：裏書は無効→手形がさらに裏書されれば、手 16 II・77 I ①

9-4.意思表示に関する民法の規定

(1)意思表示に関する民法の規定（民 93～96）と手形行為

事例 9-c 手形行為と強迫 [テキスト事例 6-3 を一部変更]

A が数名の者を連れて Y の工場に来て、Y が B から買い受けた機械にいいがかりをつけ、「自分がこの機械に支出した 50 万円を支払え。支払わなければ機械を壊してやる」とおどしたため、Y は恐怖を感じ、A を受取人とする約束手形を振り出した。この手形は A から X に裏書譲渡された。X は Y に対して手形の支払を請求することができるか。



(ア) 修正適用説→権利外観理論 (8-3(2))

(イ) 適用排除説→手 17・77 I ①

(2)判例

(a)詐欺・強迫（民 96）

最判昭 25・2・10 民集 4-2-23

「上告人は本件手形に署名し、これを任意に山本健吉に交付したことが明かであるから本件手形の振出行為は成立したものと云うべきであつて、たといその振出について上告人が主張するように〔山本健吉に〕手形を詐取された事実があつても、そのような事由は悪意の手形取得者に対する人的抗弁事由となるに止まり善意の手形取得者に対しては振出人は手形上の義務を免かれることはできないと解すべきである。」

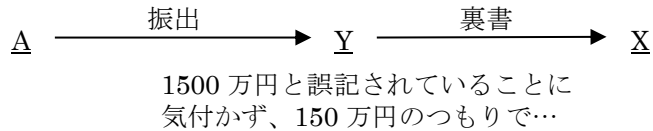
最判昭 26・10・19 民集 5-11-612

「本件のごとき強迫に因る手形行為取消の抗弁は、手形法上いわゆる人的抗弁として、善意の手形所持人には対抗できないものとした原判決は正当であつて、論旨は理由がない。」

(b)錯誤 (民 95)

事例 9-d 手形行為と錯誤 [テキスト事例 6-3 を一部変更]

A は Y に対して負う 150 万円の債務を支払うため、Y を受取人とする約束手形を振り出した
が、その際、手形金額を誤って 1500 万円と記載した。Y は手形金額の誤記に気付かず、150
万円の手形としてこれを X に裏書譲渡した。X が満期に手形を支払呈示したところ、支払が
拒絶されたため、Y に遡求した。

**最判昭 54・9・6 民集 33-5-630**

「手形の裏書は、裏書人が手形であることを認識してその裏書人欄に署名又は記名捺印した
以上、裏書としては有効に成立するのであつて、裏書人は、錯誤その他の事情によつて手形
債務負担の具体的な意思がなかつた場合でも、手形の記載内容に応じた償還義務の負担を免
れることはできないが、右手形債務負担の意思がないことを知つて手形を取得した悪意の取
得者に対する関係においては、裏書人は人的抗弁として償還義務の履行を拒むことができる
…。そこで、[Y] は、錯誤によつて手形債務負担の意思がなかつたことを理由にして本件手
形金全部の償還義務の履行を拒むことができるかどうかであるが、… [Y] が金額一五〇〇万
円の本件手形を金額一五〇万円の手形と誤信して裏書したものであるとすれば、[Y] には、
本件手形金のうち一五〇万円を超える部分については手形債務負担の意思がなかつたとして
も、一五〇万円以下の部分については必ずしも手形債務負担の意思がなかつたとはいえず、
しかも、本来金銭債務はその性質上可分なものであるから、少なくとも裏書に伴う債務負担
に関する限り、本件手形の裏書についての [Y] の錯誤は、本件手形金のうち一五〇万円を超
える部分についてのみ存し、その余の部分については錯誤はなかつたものと解する余地があ
り、そうとすれば、特段の事情のない限り、[Y] が悪意の取得者に対する関係で錯誤を理由
にして本件手形金の償還義務の履行を拒むことができるのは、本件手形金のうち一五〇万円
を超える部分についてだけであつて、その全部についてはないものといわなければならない
い…。」

→ 150 万円分 / 150 万円を超える分

(3)手形取得者の保護の必要性

平成 29 法律 44 号による改正前	平成 29 法律 44 号による改正後
<u>心裡留保 (民 93)</u> ・直接の相手方 →悪意・過失があれば無効 (民 93 但) ・第三者→保護規定なし 【学説】民 94Ⅱ類推適用 (善意なら保護)	<u>心裡留保 (民 93)</u> ・直接の相手方 →悪意・過失があれば無効 (民 93Ⅰ但) ・第三者→善意なら保護 (民 93Ⅱ)
<u>虚偽表示 (民 94)</u> ・直接の相手方→無効 (民 94Ⅰ) ・第三者→善意なら保護 (民 94Ⅱ)	左に同じ
<u>錯誤 (民 95)</u> ・直接の相手方→無効 (民 95 本) (表意者に重過失→無効主張×。民 95 但) ・第三者→保護規定なし 【学説】民 96Ⅲ類推適用 (善意なら保護)	<u>錯誤 (民 95)</u> ・直接の相手方→取消可 (民 95Ⅰ) (表意者に重過失→相手方に悪意・重過失がある場合 or 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合を除き、取消×。民 95Ⅲ) ・第三者→善意無過失なら保護 (民 95Ⅳ)
<u>詐欺 (民 96)</u> ・直接の相手方→取消可 (民 96Ⅰ) ・第三者→善意なら保護 (民 96Ⅲ)	<u>詐欺 (民 96)</u> ・直接の相手方→取消可 (民 96Ⅰ) ・第三者→善意無過失なら保護 (民 96Ⅲ)
<u>強迫 (民 96)</u> ・直接の相手方→取消可 (民 96Ⅰ) ・第三者→保護規定なし	左に同じ

*詐欺・強迫による取消後の第三者＝民 94Ⅱ類推適用 (学説)

手形取得者を保護する解釈 ⇔ 状況の変化 (民法の解釈、H29 改正)

→強迫の場合にどう考える？

*絶対的強迫 (選択の自由が完全に失われる) =物的抗弁 (6-4)